

国際日本文化研究センター知的財産・利益相反委員会規則

令和3(2021)年12月23日 制定

令和4(2022)年 3月17日 最終改正

(設置)

**第1条** 人間文化研究機構知的財産規則第4条及び人間文化研究機構利益相反ポリシー4

(1) ③に基づき、国際日本文化研究センターに知的財産・利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(組織)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 所長が指名する副所長 1名

(2) 情報管理施設長

(3) 研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者 若干名

(4) 管理部長

2 委員は、所長が委嘱する。

3 委員会に必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(委員長)

**第3条** 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

**第4条** 第2条第1項第3号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(議事)

**第5条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長又は委員が発明等の届出をしたときは、当該委員長又は委員は、当該発明等に関する議事に加わることができない。

4 委員長及び委員は、自己の携わる利益相反に係る事案に関する議事に加わることができない。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、国際研究推進部研究協力課において処理する。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

この規則は、令和3(2021)年12月23日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。